

NTLO REVIEW 第28回
～改正・消費者契約法のポイント～

改正消費者契約法が今年6月15日から施行されます。主な改正ポイントについてご紹介します。

1 消費者が契約を取り消しうる「不当な勧誘行為」の追加等（4条関連）

- ◎改正前 〔誤認型〕勧誘に際しての**不実告知**（4条1項1号）、**断定的判断の提供**（同項2号）、**故意の不利益事実不告知**（同条2項）により**誤認**をさせて締結した契約は取り消せる。
〔困惑型〕勧誘に際しての**不退去**（4条3項1号）、**退去妨害**（同項2号）により**困惑**させて締結した契約は取り消せる。
- ◎改正後 〔誤認型〕不利益事実の不告知（同4条2項）の要件である事業者の「故意」を「**故意又は重大な過失**」に緩和 ∵事業者の「故意」の認定が困難
〔困惑型〕下記の6類型を追加 ∵消費者被害の増加
- ①**消費者の社会生活上の経験不足を不当に利用して、不安をあおる告知**（4条3項3号）
例）就活学生の不安を知りつつ「このままでは一生成功しない、この就活セミナーが必要」
 - ②**消費者の社会生活上の経験不足を不当に利用して、恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用**（同項4号）
例）消費者の恋愛感情を知りつつ「契約してくれないと関係を続けない」
 - ③**加齢等による判断力の低下の不当な利用**（同項5号）
例）判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ「これを食べないと健康を害する」
 - ④**霊感等による知見を用いた告知**（同項6号）
例）「悪霊がついており、このままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊は去る」
 - ⑤**契約締結前に、締結後に事業者が負う義務内容を実施し、実施前の原状の回復を著しく困難にする**（同項7号）
例）注文を受ける前に、当該消費者が必要な寸法に竿竹を切断して、竿竹代金を請求する。
 - ⑥**契約締結前に、事業者が契約締結を目指した事業活動を実施し、特に当該消費者のために実施したので損失補償を請求する旨を告知**（同項8号）
例）カフェで契約の勧誘をした事業者が「契約しないなら、かかったカフェ代を払え」

2 無効となる不当な契約条項の追加（8条、8条の2）

- ◎改正前 ①事業者の債務不履行・不法行為に基づく損害賠償責任の全部・一部の免除条項（1項1～4号）②事業者の瑕疵担保責任に基づく損害賠償責任の全部免除条項（同項5号）③債務不履行に基づく消費者の解除権の放棄条項、解除権の有無の決定権限を事業者に付与する条項（8条の2,1号）④瑕疵担保責任に基づく消費者の解除権の放棄条項（同条2号）は無効とする。
- ◎改正後・①②④について、「**その責任の有無**」（8条1項1・3号）／「**その責任の限度**」（8条1項2・4号）／「**解除権の有無**」（8条の2,2号）、**を決定する権限を事業者に付与する条項**を追加
- ・消費者の後見開始の審判等による解除権を事業者に付与する条項（消費者が事業者に対し商品等の提供義務を負う場合を除く）を追加（8条の3）∵高齢化社会、成年後見制度の理念「成年後見人等がそれ以外の人と等しく生活できる社会をつくる」

3 事業者の努力義務の明確化（3条1項）

事業者が①条項作成時に、解釈に疑義が生じない、明確・平易なものとなるよう配慮する努力義務、②個々の消費者の知識・経験を考慮のうえで必要な情報を提供する努力義務、を課しました。

以上